介護保険法に基づく第１号通所事業
介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援サービス事業
重要事項説明書

あなたに対する介護予防通所介護サービスの提供開始にあたり、厚生労働省令第37号第96条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

１　ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	フィットネスデイ丸子の里りはら
提供サービス種別	介護保険法に基づく第１号通所事業 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援サービス事業
事業所の所在地	静岡県静岡市駿河区みずほ２丁目１２－４
管理者名	山本　しのぶ
電話番号	０５４－２６０－６５９１
ファクシミリ番号	０５４－２６０－６５９２

２　ご利用法人であわせて実施する事業

介護保険法令に基づき 指定を受けている事業所名称	各事業所につき介護保険法令に基づき指定を 受けている居宅介護サービス等の種類
デイサービスセンター丸子の里きらり	通所介護　通所介護相当サービス
デイサービスセンター丸子の里ほん若	通所介護　通所介護相当サービス
デイサービスセンター丸子の里そよかぜ	認知症対応型通所介護　介護予防認知症対応型通所介護
丸子の里ホームヘルプサービス	訪問介護　訪問介護相当サービス
訪問サービス城東はぴすぽ	訪問介護　訪問介護相当サービス
訪問看護ステーション丸子の里	訪問看護　介護予防訪問看護
丸子の里ショートステイ	短期入所生活介護　介護予防短期入所生活介護
特別養護老人ホーム丸子の里	介護老人福祉施設
特別養護老人ホーム丸子の里わかば	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護
丸子の里居宅介護支援事業所	居宅介護支援
ケアマネージメントステーション丸子の里	居宅介護支援・みずほ事業所
城東ケアプランセンター	居宅介護支援
カーム安西ケアサポートセンター	居宅介護支援・安西事業所
小規模多機能ホーム丸子の里和るつ	小規模多機能型居宅介護
フィットネスデイ丸子の里りはら	通所介護　通所介護相当サービス
ハピスポデイ和かな	通所介護　通所介護相当サービス
ハピスポデイ和かな西草深	通所介護　通所介護相当サービス
小規模多機能ホームみのり	小規模多機能型居宅介護
小規模多機能ホーム丸子の里和はは	小規模多機能型居宅介護

3　事業の目的と運営方針

事業の目的	要支援状態の高齢者に対し、適正な介護保険法に基づく第１号通所事業、介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援サービス事業を提供する。
運営の方針	ご利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援や世話及び機能訓練を行う。介護保険に基づく第１号通所事業、介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援サービス事業においては利用者の心身機能の維持回復を図り生活機能の維持・向上を目指す。

4　ご利用事業所の設備の概要

定員	27名		
食堂及び機能訓練室	1室 107.86 ㎡	送迎車両	6台
浴室	一般浴槽		

5　営業時間

営業日	月～金曜日　但し１２月２９日～１月３日を除く。
利用時間帯	午前９：００～１２：０５　午後１３：１５～１６：２０ 但し、利用者より時間延長の希望等、延長の必要性があった場合にはこの限りでない。
事業所の営業時間	午前８：００～午後５：００ ※入浴は午後のみ実施

6　ご利用事業所の職員体制

従業者の職種	員数	勤務の体制	業　務　内　容
管理者	１人	常勤兼務　１名	職員等の管理及び業務の管理。
生活相談員	４人	常勤兼務　３名 非常勤兼務１名	御利用者及び御家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、各機関との連携において必要な役割を果たす。
看護職員	２人	非常勤兼務２名	健康チェック等を行い御利用者の健康状態を的確に把握するとともに、必要な処置を行う。
介護職員	11人	常勤兼務　３名 非常勤専任７名 非常勤兼務１名	御利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し、適切な介助を行う。
機能訓練指導員	３人	常勤専任　１名 非常勤兼務２名	利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練の計画立案・実施する。

7　サービスの概要

① 運動器の機能向上サービス

ご利用者が要介護状態に陥ることを防ぐために、体力向上のための各種トレーニングを行う。

② 入 浴（午後のみ）
居宅における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。また、衣類着脱や身体の清拭・洗髪・洗身、その他必要な介助を行う。

③ 送 迎　障害の程度又は地理的条件等により送迎を必要とするご利用者については、専用車輌により送迎を行う。また必要に応じて送迎車輌への昇降及び移動の介助を行う。

④ 生活相談　ご利用者及びそのご家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

8　個人情報の取り扱いについて

必要に応じ、診療情報提供書・医師意見書等を提出して頂く場合があります。
その際は居宅サービス契約書に準じ、個人情報を保護致します。

9　長期欠席の取り扱い

長期の欠席（２ヶ月）については再開の際、曜日の変更や待機利用等の対応をとらせていただく場合もありますので、御了承下さい。

１０ 苦情申立窓口

ご利用者ご相談窓口	ご利用時間　平日　午前９時～午後５時 ご利用方法　電話　０５４－２６０－６５９１ 面接　フィットネスデイ丸子の里りはら 静岡市駿河区みずほ２丁目１２－４
静岡市介護保険課	ご利用時間　平日　午前８時３０分～午後５時１５分 ご利用方法　電話　０５４－２２１－１３７７ 面接　静岡市役所介護保険課事業者指導　第２係
静岡県国民健康保険団体連合会介護保険課	ご利用時間　平日　午前９時～午後５時（平日のみ） ご利用方法　電話　０５４－２５３－５５９０

１１ 緊急時の対応方法

サービスの提供中に、ご利用者の体調の変化等があった場合は事前の打ち合わせに基づき、主治医・救急隊・ご家族・居宅介護支援事業者等へ連絡いたします。

１２ 非常災害時の対策

非常時の対応	・別途定める「フィットネスデイ丸子の里りはら消防計画」にのっとり対応致します。
気象警報発令時	・静岡市南部に「暴風雨警報」などが発令された場合、業務縮小、営業中止になる場合があります。その際には、事前にお知らせいたします。

１３　お客様・家族への継続的な支援の為の取り組み

１．　利用者の人権擁護・虐待防止の為の対策を検討する担当者の設置・委員会の定期的開催・指針の作成。

２．　感染症や非常災害発生時において支援の提供を継続的に実施する為の計画、並びに非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画の策定と必要な研修・訓練の実施。

３．　感染症が発生し又はまん延しないような対策を検討する委員会の設置、及び対策を検討する会議の開催。並びに事業所内における感染症の予防及びまん延防止の為の指針の整備と研修・訓練の実施。

１４　提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	なし
実施した直近の年月日	なし
実施した評価機関の名称	なし
評価結果の開示状況	なし

１５　実習生・ボランティアの受け入れについて

当施設では、実習生及びボランティアを受け入れております。 利用者等の個人情報等守秘義務については、十分に配慮しております。受け入れについてのご理解ご協力をお願いします。

１６　料　金

① サービス利用料1割(2割･3割)負担(1月単位)

段階	基本単位数	科学的介護推進体制	合計単位数（支給限度額内）
要支援１	1，798	40	1838
要支援２	3，621		3，661

※以上、対象となる合計単位数にサービス提供体制強化加算Ⅱ（支援１：７２単位　支援２：１４４単位）と介護職員等処遇改善加算Ⅰロ（１２％）及び地域単価（地域区分６級地）１単位あたり１０．２７円の自己負担１割分もしくは２割・３割分がかかります。

※送迎・入浴代（事業対象者は除く）は、基本単位に含まれています。

※事業対象者は要支援１と同等となります。

※科学的介護推進体制加算は日常生活動作等の内容を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けることを要件とし請求させて頂きます。

※送迎代は、基本単位に含まれています。送迎の実施がない場合には片道４７単位の減算（支援１：３７６単位、支援２：７５２単位が上限）をさせていただきます。

② 介護保険･事業利用料適用外　利用毎利用料　　*利用者の希望により提供

・お茶とコーヒー等飲み物代　　１日あたり　　￥　３０-

・レクリエーション費等　　１日あたり　　￥　２０-

・その他必要な費用　　実　費

※　ケアプランに位置付けられた介護サービスであって、介護報酬支払限度額を超えた

サービスを提供する場合（介護保険単位数を使いきった上での利用料）は、超過単位数分に対してのみ１割負担もしくは２割・３割負担ではなく、１０割での計算となります。

※　提供されたサービスの料金計算は、認定された介護保険証の介護度に基づいて行われます。そのため、介護保険証は切り替え毎にデイサービスへお持ち下さい。当日お荷物にご利用ケースに入れてお返しします。

介護保険の新規申請中及び、変更申請中等の理由で、その月の内に介護保険が市から届いていない場合は、届き次第請求書を作成させて頂きます。

お支払い方法

地方銀行（スルガ銀行を除く）・信用金庫・農協、漁協等からの口座自動引き落としとさせていただきます。　【引き落とし日・毎月１８日】

領収証の発行は、引落し確認(毎月２２日頃)以降となります。

尚、手続きは毎月初旬に一括して行われるため、最初の１ヶ月目のみ現金での徴収となりますので、御了承ください。

１７　ハラスメント防止に関する取組みとお願い

（１）当事業所では、お客様へ安心・安全で高品質なサービスを提供するとともに、すべての従業者が安心して働ける環境を整えるため、お客様やご家族様等からのカスタマーハラスメント防止への取り組みを行っています。

①　禁止される主な行為

・＜身体的暴力＞身体的な力を使って危害を及ぼす行為。
　〔例〕つねる、たたく、蹴る、ものを投げつける、つばを吐く、等

・＜精神的暴力＞個人の尊厳や人格を、言葉や態度によって傷つけたりおとしめたりする行為。
　〔例〕大声を発する・怒鳴る、特定の職員に嫌がらせをする、無視する、SNS・インターネットによる誹謗中傷、等

・＜セクシャルハラスメント＞性的な嫌がらせ行為。
　〔例〕必要もなく職員の体をさわる、抱きしめる、卑猥な言動を繰り返す、下半身を丸出しにする、ヌード写真を見せる、等。

・＜理不尽なサービスの要求＞契約の範囲を超えたサービスを要求する　行為。
　〔例〕「この程度できて当然」「ついでだから」と契約にないサービスを要求する、サービス対応時間等の事業所内のルールを守らない、等。

②　ハラスメント発生時の対応

上記のような行為が発生した場合、事業所として組織的に対応を行います（現場職員一人で解決させません）。

（２）必要に応じて、面談の実施、サービス内容の見直し、複数名での訪問・対応、録音・録画等を行うことがあります。

（３）改善が見込めない場合や職員の安全が確保できないと判断した場合は、利用契約を解除（サービスの提供を終了）させていただくことがあります。また、悪質と判断される場合は警察等へ通報いたします。

令和　　年　　月　　日

（乙）当事業者は、甲１に対する介護保険法に基づく第１号通所事業、介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援サービス事業の提供開始に当たり、□甲１に対して本
□甲２
書面に基づいて上記重要事項を説明しました。

（乙）居宅サービス事業者
主たる事務所所在地　静岡市駿河区みずほ２丁目12－4
名　称　フィットネスデイ
丸子の里　りはら　印

説明者　所属　フィットネスデイ
丸子の里　りはら

氏名　印

（甲）この説明書により、介護保険法に基づく第１号通所事業、介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援サービス事業通所介護サービスに関する重要事項の説明を受けました。また、私は、事業者が円滑なサービスを提供する為に実施するサービス担当者会議、サービス提供関係者との連絡調整等において、必要最低限度の範囲内で、利用者及び、利用者の家族について知りえた個人情報を提供することに同意致します。

（甲１）利用者　住所

氏名　印

（甲２）利用者の家族　住所

氏名　印